

教育長の臨時代理による事務処理の指示について

1 指示する内容

以下の規則の一部改正手続きについて、中野区教育委員会の権限に属する事務の臨時代理に関する規則第2条第1項第2号の規定に基づき、教育長の臨時代理による事務処理を指示する。

- (1) 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正手続きについて
- (2) 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則の一部改正手続きについて

※ともに、労働基準法改正に対応し、職員別給与簿の保存期間を3年間から5年間と改めたいう
えで、経過措置として「当分の間」保存期間を3年とする。

2 指示する理由

本来上記規則改正の手続きに当たっては、国会での法案成立後、特別区人事委員会の承認を得た上で規則の一部改正の議決を行う必要がある。本件においては国会での法案議決時期が不確定であり、議決後速やかに規則の改正手続きを行う必要があることから、本件事務処理について教育長があらかじめ指示する必要がある。

3 今後の予定

- | | |
|------|---|
| 3月下旬 | 第201回国会にて改正労働基準法議決、一部改正規則について人事委員会承認を受けた上で制定手続き |
| 4月3日 | 教育委員会定例会にて教育長の臨時代理による事務処理の実施の報告 |

【第1条関係】

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与簿)</p> <p>第6条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>5年間</u>保存するものとする。</p> <p>第7条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 <u>第6条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。</u></p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>(給与簿)</p> <p>第6条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>3年間</u>保存するものとする。</p> <p>第7条～第20条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p>

【第2条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(給与簿)</p> <p>第5条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>5年間</u>保存するものとする。</p> <p>第6条～第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 第5条第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「5年間」とあるのは、「3年間」とする。</u></p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(給与簿)</p> <p>第5条 教育委員会は、職員に支給されたすべての給与を記録するため、職員別給与簿を作成し、管理しなければならない。</p> <p>2 前項の職員別給与簿は、職員ごとに毎年作成し、<u>3年間</u>保存するものとする。</p> <p>第6条～第16条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。